

令和5年度における温室効果ガス等の排出の
削減に配慮した契約の締結実績の概要

令和6年5月16日
独立行政法人国立印刷局

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、独立行政法人国立印刷局における令和5年度の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結実績の概要を取りまとめたので、公表します。

1 令和5年度の経緯

環境配慮契約法並びに「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」（令和5年2月24日変更閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、環境配慮契約を締結しました。

2 令和5年度における環境配慮契約の締結状況

基本方針において環境配慮契約の具体的な方法が定められている案件のうち、電気の供給を受ける契約については、13件中5件（32,983,380kWh）において裾切り方式による環境配慮契約を締結しましたが、13件中8件（34,069,989kWh）については、裾切り方式を実施した結果不調となったため、最終保障供給契約を締結しました。産業廃棄物の処理に係る契約については、44件全て（5,615t）において裾切り方式による環境配慮契約を締結しました。自動車の購入については、1件の契約を一般競争入札にて実施しました。

なお、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び建築物に関する契約については、該当する案件はありませんでした。